「緊急事態宣言発令に伴う『新型コロナウイルス感染症』 への対応について」の一部修正について

県立姫路南高等学校 校 長 駒田 勝

本校では、県教育委員会の指導のもと、学校教育の実施と感染拡大防止の双方の観点から、状況に応じて適切に判断し、教育活動等を行っています。

緊急事態宣言発令中の対応については、過日お知らせしたところですが、部活動の対応 について、県教育委員会からの通知に基づき、記載内容を以下のとおり改めましたので お知らせします。

なお、修正箇所には、波線を引いています。

記

1 教育活動【令和3年4月26日(月) ~ 令和3年5月11日(火)】

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外における教育活動は、行いません
- (3) 校外から大人数を呼び込むような校内行事(学校説明会、授業参観等)は、原則、行いません。
- (4) 感染防止の観点から以下の点に留意し、教育活動を実施します。
 - ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗 いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
 - ・各教室で可能な限りの間隔を確保します。
 - ・マスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
 - ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
 - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に 十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。

・下校時は、寄り道をすることなく帰宅するように徹底すると同時に、不要不急の 外出を自粛するよう呼びかけます。

2 部活動【令和3年4月29日(木) ~ 令和3年5月11日(火)】

- (1) 部活動は原則禁止とします。
- (2) 高体連、日本高野連等の公式戦出場に伴う部活動については、大会初日の3週間前から 開始可能とします。
- (3) 公式戦出場に伴う部活動を行うに当たっては、上述の教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
 - ・練習場所は、原則本校とします。
 - ・活動時間は、平日4日2時間以内を原則とし、18時30分には完全下校するように 徹底します。また、土日1日3時間以内の実施とします。
 - ・他校との練習試合は原則行いません。
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用させます。
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう徹底します。

3 感染防止対策【令和3年4月26日(月) ~ 令和3年5月11日(火)】

学校への登校は、これまで同様に次の通りとします。

- 生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底します。
- ・生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR 検査を受けている場合は 登校しないことを徹底し、**出席停止**の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

・出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。

4 心のケア

- (1) きめ細かな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなどし、生徒の心身の健康に適切に対応します。
- (2) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を図ります。
- (3) 県教育委員会の通知に基づき、経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品を配布します。詳細が分かり次第、別途お知らせします。